

集まればもっと強くなる

TEAM福祉力

2022年度 資格取得を目指す場合の注意点

必読

**資格（社会福祉士または精神保健福祉士）の
取得を目指すみなさんは、必ずご覧ください**

※この冊子の内容は、本学部ホームページの重要なお知らせとして掲載しており、更新される可能性があります。出願される際には、必ず本学部ホームページをご覧のうえ、内容について十分にご理解いただき、出願をご検討くださるようお願いいたします。



| 文部科学省認可通信教育 |

日本福祉大学通信教育部
福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科

2022年度以降に出願・入学し、資格取得を目指す場合の注意点

本学への出願をご検討いただき、誠にありがとうございます。

この冊子は、2022年度以降に出願・入学し、資格取得を目指す場合の注意点を掲載しています。

2022年度以降に出願し、社会福祉士あるいは精神保健福祉士の国家試験受験資格の取得を目指す場合には、必ずこの冊子および出願手続要項をご覧のうえ、内容について十分にご理解いただき、出願をご検討ください。

なお、出願時の入学の種類（正科生・科目等履修生・特修生）および学年によって、確認する事項が異なります。

特に、社会福祉士養成課程においては、現在、法改正により下記の表のとおり段階的に新カリキュラムへの移行が進んでいます。そのため、正科生の「1年次入学および2年次編入学」と「3年次・4年次編入学（実習免除者のみ）」では、資格取得のカリキュラムが大きく異なります。

入学年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
国家試験内容	現行カリキュラム				新カリキュラム
1年次入学	現行カリキュラム		新カリキュラム		
2年次編入学	現行カリキュラム		新カリキュラム		
3年次編入学	現行カリキュラム			新カリキュラム	
4年次編入学	現行カリキュラム			※	新カリキュラム

※ 2023年度はカリキュラム移行期間のため、所管官庁からの通知に則り、新カリキュラムの4年次編入学生を募集することができません。また、現行カリキュラムの2023年度4年次編入学生についても、カリキュラム移行期間に伴い、募集をいたしません。

まずは、次ページの表を参考にしながら、この冊子の該当ページを確認してください。

ご不明な点がございましたら、通信教育部事務室（出願手続要項巻末参照）までお問い合わせください。皆様のご出願を心よりお待ちしております。

下表を参考にしながら、この冊子の該当ページを確認してください。

【正科生として入学を検討している場合】

社会福祉士または精神保健福祉士の受験資格の取得を目指す予定である。

NO

この冊子をご覧いただく必要はありません。『出願手続要項』（青・赤・緑）のみご覧ください。

YES

2022年度以降に正科生（1年次または2年次編入学）として出願し、資格取得を目指す予定である。

YES

この冊子の P.3 をご確認ください。

NO

2022年度に正科生（3年次または4年次編入学）として出願し、資格取得を目指す予定である。

YES

この冊子の P.5 をご確認ください。

NO

2023年度に正科生（3年次または4年次編入学）として出願し、資格取得を目指す予定である。

YES

この冊子の P.7 をご確認ください。

【科目等履修生または、特修生として入学を検討している場合】

2022年度に科目等履修生または特修生として出願し、2023年度に正科生として入学・編入学をして資格取得を目指す予定である。

YES

この冊子の P.6 をご確認ください。

NO

この冊子をご覧いただく必要はありません。

2022年度に正科生として出願し、資格取得を目指す場合の注意点 (正科生 1年次入学・2年次編入学)

法改正に伴い、2021年度から、社会福祉士・精神保健福祉士を目指す学生向けに、段階的に、新しいカリキュラムがスタートしています。2022年度の1年次入学・2年次編入学生は新カリキュラムの科目を学ぶこととなりますが、社会福祉士養成課程の新カリキュラムでは、2カ所の実習となり、実習時間も増加する(180時間から240時間)など、実習の構造が大きく変わります。そこで、福祉経営学部(通信教育)では教育の質を保証し、高い実践力を有する社会福祉士の養成に向け、実習教育の基盤を以下のように整備します。

社会福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

● 2022年度の1年次入学のみなさん

2022年度に1年次入学し、社会福祉士国家試験受験の資格の取得を目指して2024年度に「ソーシャルワーク実習Ⅰ」の履修を希望する場合、2023年度末(2年生末)に実施する2024年度「社会福祉士実習履修者・学内選抜」(以下、学内選抜)を受験・合格する必要があります。2024年度「学内選抜」の日時や方法については、2022年12月頃にご案内します。

ただし、出願前となる2022年3月31日(木)までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、学内選抜を受験する必要はありません。

● 2022年度の2年次編入学のみなさん

2022年度に2年次に編入学し、社会福祉士国家試験受験の資格の取得を目指して2023年度に「ソーシャルワーク実習Ⅰ」の履修を希望する場合、2022年度末に実施する2023年度「学内選抜」を受験・合格する必要があります。ただし、出願前となる2022年3月31日(木)までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、学内選抜を受験する必要はありません。

◆対象 2023年度に「ソーシャルワーク実習Ⅰ」の履修を希望する2年生

◆日時 2023年2月18日(土) 11:00～

※学内選抜前の期間に、事前の課題動画の視聴を必須とする予定です。

※本人の病気・けが、事故、大規模な通信トラブルなど、本学が認める事由により受験ができなかった場合に限り、後日の証明書提出により追試の申請が可能です(追試日:2月25日(土)予定)。本人都合による未受験や遅刻、ご自身の通信機器の不調等は追試の対象になりません。

◆選抜方法

インターネット上で試験を行いません。試験は、課題に沿って「選択式の問題」+「記述式の問題」を出題する予定です。また、試験の結果に、単位の修得状況とGPA(科目の評価を数値換算したもの)も加味して選抜する予定です。

オンラインでの試験のため、会場に来場する必要はありませんが、自宅などで試験を受けられる環境を整えていただく必要があります。かならず、安定した環境下でのパソコンで(モバイル端末は不可)受験してください。試験の際には、本人確認のためのWebカメラも必要となります。

(※詳細は『出願手続要項』内の「学習に必要な情報端末や通信の環境」をご覧ください)

◆合格発表 2023年3月10日(金) 10:00(予定) インターネット上で発表

学内選抜の合格者は、必要な科目の単位を修得するなどの履修要件を満たせば、2023年度に「ソーシャルワーク実習Ⅰ」を履修し、1カ所目の実習が可能になります。

学内選抜の不合格者は、2023年度以降に再度、学内選抜を受験することが可能です。あるいは、社会福祉士国家試験受験資格の取得を目指さず、他の資格の取得や学士取得を目指して学習を進めていくこともできます。

◆選抜人数

教育の質を保証し、高い実践力を有する社会福祉士を養成するため、実習科目の履修定員は、2023年度3年次編入生等と併せ、およそ400名程度を予定しています。

◆受験についての注意点

学内選抜の受験に際しては、事前の申込が必要です。2022年12月頃に2年生全員にインターネット上でお知らせしますので、案内に沿って申込を行なってください。

学内選抜の選抜受験料は無料です。また、不合格の場合は、次年度以降に再受験することが可能です。ただし、判定の際には試験の点数だけでなく単位の修得状況とGPA（科目の評価を数値換算したもの）を加味する予定です。そのため、修得単位数が少ない場合、学内選抜に合格することは非常に困難となります。計画的に学習を進めるようにしてください。

精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

● 2022年度の1年次入学・2年次編入学のみなさん

実習科目の履修が必要な精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、入学後に「精神保健福祉士実習履修者・学内選抜」（以下、学内選抜）を実施します。

ただし、2022年3月31日（木）までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、学内選抜を受験する必要はありません。また、学内選抜の選抜受験料は無料です。精神保健福祉士の学内選抜については、『出願手続要項』に記載していますので、ご覧ください。

※学内選抜の結果について、個人の点数・個々の設問の正答などの開示は行いませんので、あらかじめご了承ください。

※学内選抜の内容に関しては、今後変更する可能性があります。詳細は事前申込時にご案内します。

2022年度に正科生として出願し、資格取得を目指す場合の注意点 (正科生 3年次・4年次編入学)

法改正に伴い、2021年度から社会福祉士・精神保健福祉士を目指す学生向けに、段階的に、新しいカリキュラムがスタートしています。2022年度の3年次・4年次編入学生は現行カリキュラムの科目を学びますが、この現行カリキュラムによる科目での国家試験は2023年度が最終年度となります(受験資格取得後であれば2024年度以降の国家試験も受験は可能ですが、国家試験科目は新カリキュラムの科目となります)。本学部では、カリキュラム移行に伴い、以下のような変更点がありますので、出願年度にご注意ください。また、出願の際には、出願希望年度の『出願手続要項』をご確認いただき、十分にご理解いただいたうえでご出願ください。

社会福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

● 実習科目(「相談援助実習指導Ⅰ・Ⅱ」「相談援助実習」)の履修が必要なみなさん

2022年度入学の3年次・4年次編入学生に限り、社会福祉士国家試験受験資格取得に必要な実習科目を本学部では開講しないため、社会福祉士国家試験受験資格を取得できません。

2023年度の3年次編入学、または2024年度以降の3年次・4年次編入学での出願をご検討ください。

● 実習科目の履修が不要なみなさん(1年以上の相談援助業務の実務経験があり「実習免除申請」が認められた方)

2022年3月31日(木)までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない場合は、3年次・4年次編入学生においても、社会福祉士国家試験受験資格の取得を目指すことができます。

ただし、「実習免除申請」が認められなかった場合には、在学中に社会福祉士国家試験受験資格を取得できません。出願時に提出された実習免除に関わる申請書は、順次、審査が行われるため、「実習免除申請」を検討している方は、第2期(2月末)までの出願をおすすめします。第3期出願の場合、審査結果の通知が入学後(4月1日以降)になる場合があります。

また、法改正に伴い、現行カリキュラム科目での国家試験の受験は2023年度までとなります。本学部では、最短2年間で国家試験受験資格を取得できますが、2022年度に入学する方については、2022年度～2023年度の2年間で国家試験受験資格取得のための要件を満たす必要があります。**国家試験受験資格取得のために必要な科目は2023年度末までに修得するようにしてください。**2024年度から本学部では、段階的に現行カリキュラムの科目を閉講していき、2025年度末にはすべての現行カリキュラム科目を閉講します。また、一度取得した国家試験の受験資格自体は失効しませんが、2024年度以降の国家試験は、現在の科目とは異なる新カリキュラムの科目での出題となります。

精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

● 3年次・4年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

実習科目の履修が必要な精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、入学後に「精神保健福祉士実習履修者・学内選抜」(以下、学内選抜)を実施します。この学内選抜の選抜受験料は無料です。

ただし、2022年3月31日(木)までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、学内選抜を受験する必要はありません。

また、法改正に伴い、現行カリキュラム科目での国家試験の受験は2023年度までとなります。本学部では、最短2年間で国家試験受験資格を取得できますが、2022年度に入学する方については、2022年度～2023年度の2年間で国家試験受験資格取得のための要件を満たす必要があります。**国家試験受験資格取得のために必要な科目は2023年度末までに修得するようにしてください。**本学部では、2024年度末にはすべての現行カリキュラム科目を閉講します。また、一度取得した国家試験の受験資格自体は失効しませんが、2024年度以降の国家試験は、現在の科目とは異なる新カリキュラムの科目での出題となります。

2022年度に科目等履修生・特修生として出願し、 2023年度に入学・編入学をして資格取得を目指す場合の注意点

2022年度に科目等履修生または特修生として出願し、2023年度に本学部へ正科生として入学・編入学をして国家試験受験資格の取得を目指す場合には、以下のとおり注意点があります。出願にあたっては、2023年度の『出願手続要項』（2022年11月下旬発刊（予定））をかならず確認し、十分にご理解のうえで出願をご検討ください。

社会福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

● 2023年度に1年次入学または2年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

実習科目の履修が必要な社会福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、入学後に「社会福祉士実習履修者・学内選抜」（以下、学内選抜）を実施します。

社会福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合には、実習科目の履修に向けて、まずは「ソーシャルワーク実習Ⅰ」の前年度（2年生末）に「学内選抜」を受験・合格する必要があります。

ただし、正科生への入学・編入学前となる2023年3月31日（金）までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、学内選抜を受験する必要はありません。

● 2023年度に3年度次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

3年度次編入学で実習科目の履修が必要な社会福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、出願時の入学選考に加え、「社会福祉士実習履修者・入学前選抜」（以下、入学前選抜）を導入します。この入学前選抜には、選抜受験料がかかる予定です。ただし、正科生への編入学前となる2023年3月31日（金）までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、入学前選抜を受験する必要はありません。

精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

● 2023年度に1年次入学または2年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

実習科目の履修が必要な精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、入学後に「精神保健福祉士実習履修者・学内選抜」（以下、学内選抜）を実施します。

ただし、正科生への入学・編入学前となる2023年3月31日（金）までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、学内選抜を受験する必要はありません。

● 2023年度に3年度次編入学で国家試験受験資格の取得を目指す場合

3年度次編入学で実習科目の履修が必要な精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、入学後に「精神保健福祉士実習履修者・学内選抜」（以下、学内選抜）を実施します。ただし、正科生への編入学前となる2023年3月31日（金）までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、学内選抜を受験する必要はありません。

2023年度に4年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさんへの注意点については、
次ページを確認してください。

2023年度に正科生として出願し、資格取得を目指す場合の注意点 (正科生 3年次・4年次編入学)

社会福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

● 3年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

3年次編入学で実習科目の履修が必要な社会福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、出願時の入学選考に加え、「社会福祉士実習履修者・入学前選抜」(以下、入学前選抜)を導入します。この入学前選抜には、入学選考料とは別に入学前選抜の選抜受験料がかかる予定です。ただし、正科生への編入学前となる2023年3月31日(金)までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、入学前選抜を受験する必要はありません。

精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

● 3年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

3年次編入学で実習科目の履修が必要な精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、入学後に「精神保健福祉士実習履修者・学内選抜」(以下、学内選抜)を実施します。この学内選抜の選抜受験料は無料です。ただし、正科生への編入学前となる2023年3月31日(金)までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、学内選抜を受験する必要はありません。

● 2023年度に4年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

(社会福祉士国家試験受験資格・精神保健福祉士国家試験受験資格)

2023年度はカリキュラム移行期間のため、所管官庁からの通知に則り、新カリキュラムの4年次編入学生を募集することができません。4年次編入学が可能な方で、国家試験受験資格の取得を希望する方は、2023年度の3年次編入学、または2024年度以降の4年次編入学での出願をご検討ください。

2024年度以降に正科生として出願し、資格取得を目指す場合の注意点 (正科生 3年次・4年次編入学)

2024年度以降は、4年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指す学生の募集を再開します。

社会福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

● 3年次・4年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

3年次・4年次編入学で実習科目の履修が必要な社会福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、出願時の入学選考に加え、「社会福祉士実習履修者・入学前選抜」(以下、入学前選抜)を実施します。この入学前選抜には、入学選考料とは別に選抜受験料がかかる予定です。ただし、正科生への編入学前となる2024年3月31日(日)までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、入学前選抜を受験する必要はありません。

精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

● 3年次・4年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

3年次・4年次編入学で実習科目の履修が必要な精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、入学後に「精神保健福祉士実習履修者・学内選抜」(以下、学内選抜)を実施します。この学内選抜の選抜受験料は無料です。ただし、正科生への編入学前となる2024年3月31日(日)までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、学内選抜を受験する必要はありません。